

議案第94号

瀬戸内市牛窓グラウンド条例の一部を改正することについて

瀬戸内市牛窓グラウンド条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年11月27日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市牛窓グラウンド条例の一部を改正する条例

瀬戸内市牛窓グラウンド条例（平成27年瀬戸内市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第10条に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において管理上必要があると認めたとき。

第10条に次の1項を加える。

- 2 教育委員会は、前項の規定を適用したことにより利用者が被った損害について、その賠償の責めを負わない。

第11条を次のように改める。

(使用料)

第11条 利用者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

第15条を第18条とし、第14条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第15条 教育委員会は、牛窓グラウンドの管理運営の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせることができる。

- 2 前項の規定により牛窓グラウンドの管理を当該指定管理者に行わせようとする場合の指定の手續等は、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第67号)の定めるところによる。

- 3 第1項の規定により牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、牛窓グラウンドの利用時間又は休場日を変更することができる。

- 4 第1項の規定により牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条、第9条及び第10条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 5 第1項の規定により牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該

指定管理者が牛窓グラウンドの管理を行うこととされた期間前にされた第6条の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

- 6 第1項の規定により牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が牛窓グラウンドの管理を行うこととされた期間前に第6条の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第16条 前条第1項の規定により牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) 施設又は設備の維持管理に関する業務
- (3) 施設又は設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(管理を行わせる場合の利用料金)

第17条 市長は、第15条第1項の規定により牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合において、前条第3号に規定する利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合において、利用料金の額は、第11条に定める金額を超えない範囲において、当該指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 3 第1項の場合において、利用者は、第11条の規定にかかわらず、前項において当該指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。
- 4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減額若しくは免除又は一部若しくは全部の返還を行うことができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第11条関係)

(単位 円)

単位		市内在住者又は在勤(学)者		その他の者 一般(高校生以下を含む。)
		高校生以下	一般	
A面	1時間当たり	100	200	500
B面	1時間当たり	100	200	500

備考	<ol style="list-style-type: none">1 1時間に満たない時間は、1時間とする。2 利用時間は、準備・後始末を含んだ時間とする。3 営利又は宣伝を目的とした場合は、上記使用料に2を乗じて得た金額とする。
----	--

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市牛窓グラウンド条例(平成27年瀬戸内市条例第31号)新旧対照表

現行	改正後								
<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>災害その他不可抗力により牛窓グラウンドの運営上、緊急やむを得ない事情が発生したとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 <u>利用者は、次に定めるところにより使用料を納付しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="163 1038 1104 1233"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>4時間以内の利用</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>4時間を超える利用</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	単位	使用料		円	4時間以内の利用	500	4時間を超える利用	1,000	<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u></p> <p>(6) <u>災害そのほか不可抗力により牛窓グラウンドの運営上、緊急やむを得ない事情が発生したとき。</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会において管理上必要があると認めたととき。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の規定を適用したことにより利用者が被った損害について、その賠償の責めを負わない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 <u>利用者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 <u>教育委員会は、牛窓グラウンドの管理運営の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67</u></p>
単位	使用料								
	円								
4時間以内の利用	500								
4時間を超える利用	1,000								

号)第244条の2第3項の規定に基づき、牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により牛窓グラウンドの管理を当該指定管理者に行わせようとする場合の指定の手續等は、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第67号)の定めるところによる。

3 第1項の規定により牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、牛窓グラウンドの利用時間又は休場日を変更することができる。

4 第1項の規定により牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条、第9条及び第10条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定により牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が牛窓グラウンドの管理を行うこととされた期間前にされた第6条の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

6 第1項の規定により牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が牛窓グラウンドの管理を行うこととされた期間前に第6条の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第16条 前条第1項の規定により牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設又は設備の利用の許可に関する業務

(2) 施設又は設備の維持管理に関する業務

(委任)

第15条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 施設又は設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務

(4) 施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(管理を行わせる場合の利用料金)

第17条 市長は、第15条第1項の規定により牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合において、前条第3号に規定する利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金の額は、第11条に定める金額を超えない範囲において、当該指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 第1項の場合において、利用者は、第11条の規定にかかわらず、前項において当該指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減額若しくは免除又は一部若しくは全部の返還を行うことができる。

(委任)

第18条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

(単位 円)

単位	市内在住者又は在勤(学)者		その他の者
	高校生以下	一般	一般(高校生)

				以下を含む。)
A 面	1 時間当たり	<u>100</u>	<u>200</u>	<u>500</u>
B 面	1 時間当たり	<u>100</u>	<u>200</u>	<u>500</u>
備考	1 <u>1 時間に満たない時間は、1 時間とする。</u> 2 <u>利用時間は、準備・後始末を含んだ時間とする。</u> 3 <u>営利又は宣伝を目的とした場合は、上記使用料に 2 を乗じて得た金額とする。</u>			

瀬戸内市教育委員会規則第 号

瀬戸内市牛窓グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市牛窓グラウンド条例施行規則（平成27年瀬戸内市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（読替規定）

第11条 条例第15条第1項の規定により牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条、第3条、第7条、第8条及び第10条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

様式第1号及び第2号中「

区 分	1 市 内 2 市 外 ※市外の団体とは、当該施設を利用しようとする団体又は主催する団体の構成員のうち、市内に在住又は在勤する者が5割未満のものをいう。
利 用 予 定 日 時	

」を

「

利用場所	A 面 ・ B 面 利用を希望する面に○
区 分	1 市 内 2 市 外 ※市外の団体とは、当該施設を利用しようとする団体又は主催する団体の構成員のうち、市内に在住又は在勤する者が5割未満のものをいう。
利用区分	1 通 常 2 営 利
利 用 予 定 日 時	

」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市牛窓グラウンド条例施行規則(平成27年瀬戸内市教育委員会規則第12号)新旧対照表

現行		改正後																									
<p>(その他)</p> <p>第11条 略</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1 市内 2 市外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※市外の団体とは、当該施設を利用しようとする団体又は主催する団体の構成員のうち、市内に在住又は在勤する者が5割未満のものをいう。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">利用予定日時</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p> <p>様式第2号(第3条関係)</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1 市内 2 市外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※市外の団体とは、当該施設を利用しようとする団体又は主催する団体の構成員のうち、市内に在住又は在勤する者が5割未満のものをいう。</td> </tr> </table>		区分	1 市内 2 市外		※市外の団体とは、当該施設を利用しようとする団体又は主催する団体の構成員のうち、市内に在住又は在勤する者が5割未満のものをいう。	利用予定日時		区分	1 市内 2 市外		※市外の団体とは、当該施設を利用しようとする団体又は主催する団体の構成員のうち、市内に在住又は在勤する者が5割未満のものをいう。	<p>(読替規定)</p> <p>第11条 条例第15条第1項の規定により牛窓グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条、第3条、第7条、第8条及び第10条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 略</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1 市内 2 市外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※市外の団体とは、当該施設を利用しようとする団体又は主催する団体の構成員のうち、市内に在住又は在勤する者が5割未満のものをいう。</td> </tr> <tr> <td>利用区分</td> <td>1 通常 2 営利</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">利用予定日時</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p> <p>様式第2号(第3条関係)</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>利用場所</td> <td>A面・B面 利用を希望する面に○</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>1 市内 2 市外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※市外の団体とは、当該施設を利用しようとする団体又は主催する団体の構成員のうち、市内に在住又は在勤する者が5割未満のものをいう。</td> </tr> </table>		区分	1 市内 2 市外		※市外の団体とは、当該施設を利用しようとする団体又は主催する団体の構成員のうち、市内に在住又は在勤する者が5割未満のものをいう。	利用区分	1 通常 2 営利	利用予定日時		利用場所	A面・B面 利用を希望する面に○	区分	1 市内 2 市外		※市外の団体とは、当該施設を利用しようとする団体又は主催する団体の構成員のうち、市内に在住又は在勤する者が5割未満のものをいう。
区分	1 市内 2 市外																										
	※市外の団体とは、当該施設を利用しようとする団体又は主催する団体の構成員のうち、市内に在住又は在勤する者が5割未満のものをいう。																										
利用予定日時																											
区分	1 市内 2 市外																										
	※市外の団体とは、当該施設を利用しようとする団体又は主催する団体の構成員のうち、市内に在住又は在勤する者が5割未満のものをいう。																										
区分	1 市内 2 市外																										
	※市外の団体とは、当該施設を利用しようとする団体又は主催する団体の構成員のうち、市内に在住又は在勤する者が5割未満のものをいう。																										
利用区分	1 通常 2 営利																										
利用予定日時																											
利用場所	A面・B面 利用を希望する面に○																										
区分	1 市内 2 市外																										
	※市外の団体とは、当該施設を利用しようとする団体又は主催する団体の構成員のうち、市内に在住又は在勤する者が5割未満のものをいう。																										

<u>利 用 予 定 日 時</u>	<u>5割未満のものをいう。</u>	
<u>(以下略)</u>	<u>利用区分</u>	<u>1 通 常 2 営 利</u>
<u>(以下略)</u>	<u>利 用 予 定 日 時</u>	
<u>(以下略)</u>	<u>(以下略)</u>	